

児童福祉施設等における業務継続計画

法人名	社会福祉法人 五和会	代表者名	山口 学世
施設名 (施設類型)	保育所型認定こども園 五和保育園	管理者名	山口 学世
所在地	島田市牛尾 1111	電話番号	0547-45-3374
作成日	令和 5 年 3 月 31 日	改訂日	

I	総則	エラー! ブックマークが定義されていません。
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	2
II	事前対策	3
1	感染症・自然災害共通事項	3
	（1）地域との連携の推進	3
	（2）防災組織の体制構築	3
	（3）職員の安否確認	4
	（4）人員確保	4
	（5）保護者との連携	5
	（6）関係各所との連携・情報収集	6
	（7）入退館管理	7
2	感染症に係る事前の対策	8
	（1）優先的に実施する業務	8
	（2）備品の確保	8
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	8
	（4）職員の体調管理	8
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	9
3	自然災害の事前対策	9
	（1）非常時に優先的に実施する業務	9
	（2）施設のリスク	9
	①立地条件	9
	②避難場所、避難経路	10
	③避難誘導	10
	④ライフラインの対応策	10
	⑤備蓄品	11
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	11
III	BCP発動時の対策	12
1	感染症にBCP発動時の対策	12
	（1）感染症発生時の事前対策	12

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時	12
(3) 感染の可能性が高い者の発生時	13
(4) 感染者発生時	14
(5) 通常業務の再開	14
(6) 不足する職員の支援対策の実施	14
(7) 人的応援と受け入れ	14
2 自然災害発生時の対応	15
(1) 地震	15
①発災時の時間経過別の対応	15
②災害時の地域ニーズへの対応	16
(2) 風水害	16
①事前の対策	16
②発災時の時間経過別の対応	16
③災害時の地域ニーズへの対応	16
IV BCPの検証	17
1 BCPの検証	17

I 総則

1 想定するリスク

(感染症)

新型コロナウイルス感染症など

(自然災害・地震)

震度：震度 6 強（南海トラフ地震など）

大雨・暴風雨

2 策定の目的

施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える

3 本計画の位置づけ

消防計画、非常時災害対策計画、避難確保計画の計画を踏まえたうえで、非常時に優先的に実施する業務を整理し、優先業務を継続できるように準備する。

- 体制の構築
- 職員の人員確保
- リスクの事前把握
- ライフラインの対応策の検討
- 備品の確保
- リスク別のタイミングに応じた対策

4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

保育所方認定こども園五和保育園

運営委員会

（園長・副園長・主幹保育教諭・福主幹保育教諭・給食主任・児童クラブ主任）

II 事前対策

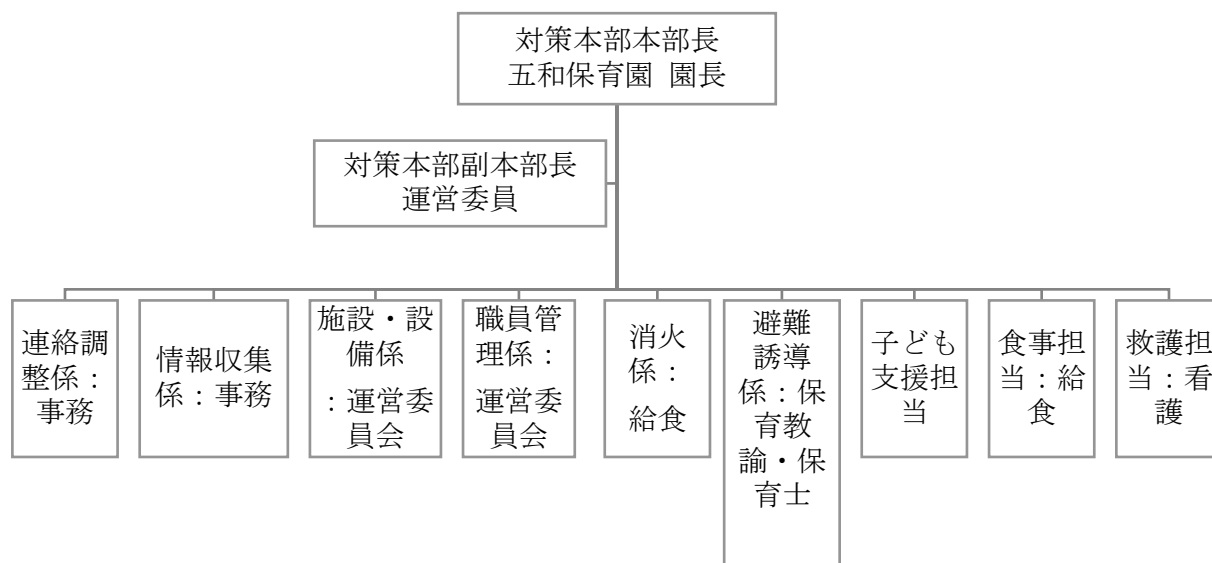
このIIでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

1 感染症・自然災害共通事項

(1) 地域との連携の推進

- ◆ 防災協定福祉避難所
 保育所型認定こども園五和保育園・島田市立五和小学校
- ◆ 自治体、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していく。

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	山口 学世 園長	鈴木 千佐枝 副園長
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	乗金 美晴 運営委員	織田 真由美 運営委員
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	大岩 友香 事務	児玉 恵美里 事務

情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情報収集を担当する	佐野 愛 事務	土屋 結子 事務
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	乗金 美晴 運営委員	織田 真由美 運営委員
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	乗金 美晴 運営委員	織田 真由美 運営委員
消火係	初期消火の実施	本杉 千絵 給食	鈴木 仁美 給食
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘導	保育教諭・保育士	保育教諭・保育士
利用する子ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	保育教諭・保育士	保育教諭・保育士
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	本杉 千絵 給食	鈴木 仁美 給食
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投薬 感染予防 負傷者の処置	高橋 千恵子 看護	鈴木 尚子 看護

(3) 職員の安否確認

- ◆ 職員の安否確認については、職員連絡網、メール、災害伝言ダイヤルを利用して、確実に安否を確認する。
- ◆ 職員の体調管理については、体調の把握をするとともに、心身負担に対するケアを行う。具体的にはローテーションを行ったり、職員の休憩スペースを確保したりする。

(4) 人員確保

(参集可否)

- ◆ 職員毎に、平常時の出勤時間と所要時間、非常時の出勤の可否と課の場合の手段、非常時の出勤にかかる時間、家族の状況を把握し、非常時の体制がスムーズに構築できるように準備する。

(職員の参集ルール)

- ◆ 地震：施設の所在地域において震度 5 強以上の地震が発生した場合自身と家族が無事で自宅に被害がない場合は、施設から連絡が無くても施設に参集する。ただし公共交通機関が停止するなど出勤が困難な場合は自宅待機とする。
- ◆ 風水害の場合
施設の水害が想定される場合は、原則として利用する子ども・職員ともに事前に避難するため、参集しない。ただし、避難誘導に人員が必要な場合、警報発令以前に職員を参集し、出来るだけ早く安全な場所へ避難誘導する。

(5) 保護者との連携

施設内の子どもの無事を確認して保護者に状況を報告するための伝達方法、保護者へ事前に周知する。

- ◆ 携帯アプリ キッズリー
- ◆ 五和保育園ホームページ

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

		連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
行政		島田市役所子育て応援課		0547-36-7159	
		静岡県こども未来課		054-221-3546	
		島田市こども家庭室		0547-36-7253	
法人		五和保育園		0547-45-3374	
		大津保育園		0547-39-5953	
		かわね保育園		0547-53-2142	
		本田山荘		0547-45-2022	
利用する子ども関連	児童の通学する学校	島田市立五和小学校		0547-45-2641	
		島田市立金谷小学校		0547-45-3175	
		児童の保護者等			キッズリー (携帯アプリ)
協力業者		大河原建設株式会社		0547-36-2111	
		朝日設備株式会社		0547-36-2816	
		セコム株式会社(消防防火)		0547-37-7570	
		株式会社山益衛生(浄化槽)		0547-46-3251	
その他					

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
自治体	島田市 ホームページ	https://www.city.shimada.shizuoka.jp
ライフライン	水道 島田市（水道課）	https://www.city.shimada.shizuoka.jp
	電気 中部電力	https://www.chuden.co.jp/

(7) 入退館管理

- ◆ 児童出欠表・お迎え記録簿の名簿にチェックすることで入退室を管理している。
- ◆ 出欠に関しては、ホワイトボード上のネームプレートで確認出来るようにしている。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

- ◆ 職員が感染の可能性が高いものに該当しない場合は、通常業務とイベントは中止または、延期する。
- ◆ 職員が感染者になった場合、当該職員は出勤停止し、保健所の指示に従う。
- ◆ 兄弟姉妹関係の学校や保育園等で感染者があり状況が把握できない場合は外部講師を招いての教室やクラブ活動は中止とする。
- ◆ 利用児童、職員の感染状況を勘案しながら、なるべく開所するように努める。

(2) 備品の確保

- ◆ 感染症の予防拡大防止に備えるため、消毒液・マスク・手袋等を日常的に数日分、使用しながら備蓄しておく。
- ◆ 感染が拡大し始めた場合、使用量が急激に増え、備品の調達に時間がかかることも考え、備蓄品を適切なタイミングで調達するため、地域の感染状況も踏まえたうえで、備蓄量も考える。
- ◆ 備品はクラブ内の倉庫に保管する。

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

園児に発熱等体調不良が確認された時、保護者がお迎えに来る間、利用中の園児とは離れ待機できる場所を用意する。

(4) 職員の体調管理

- ◆ 毎日、検温等で体調管理を行う。
- ◆ 職員及職員家族や身近な知人に感染疑いの症状がないかも確認する。

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

- ◆ 国内で感染症が発生している状況では状況に応じて、利用児童・保護者・業者等に対し、入室時の検温等を実施する。
- ◆ 来所者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、入室等を遠慮していただく。
- ◆ 体調チェックシート等で、体調管理に努める。

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

- ◆ 利用する児童や職員の安全確保
施設の被害の状況によっては業務の休止や一部縮小等を検討する。
- ◆ 生命維持（排泄・食事・医療的配慮、防寒・避暑対策）
- ◆ 情報収集・共有・連絡調整
状況を踏まえ、保護者に安全に児童の引き渡しを進める。
ただし、引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、児童とともに保護者も施設で一緒に避難行動をとるようにする。
- ◆ 宿泊対応も視野に入れておく。

(2) 施設のリスク

①立地条件

土砂災害、浸水災害は起きにくい立地となっている。



②避難場所、避難経路



③避難誘導

避難時には職員の指示のもと、避難場所へ確実に誘導する。

① 室内で児童に避難することを伝える。

※児童が落ち着いて行動できるようにまずは、職員が落ち着く！

※避難訓練の決まり、『おはしも』イラストを併用する。

② 玄関を出たら、児童の点呼。

③ 保育園の避難場所に誘導し、対策本部に児童職員数を伝える。

※職員は携帯電話、緊急連絡先が記入された児童名簿を忘れずに持ち出す。

④ 場合によっては本部の指示に従い、五和小学校に避難する。

⑤ ライフラインの対応策

水道：備蓄していた飲料水を使用する。

停電：照明は懐中電灯等で対応、空調はカイロ（冬季） 冷却用グッズ（夏季）を使用する。

ガス：カセットコンロを活用する。

① 備蓄品

優先業務を最低3日間継続できるよう備蓄する。

また、非常時は限られた職員数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいため、備蓄食料はアレルギーフリーにしておき、間違いを防ぐことが重要。

- ① 食料品
- ② 医療品
- ③ 寝具
- ④ トイレ

※①②は、五和保育園で一括管理されている。

③④については、令和5年度検討課題とする。

② 非常用の持ち出し品・重要書類

避難の際に最低限必要なものを、避難所に移動する際に持ち出せるようにまとめておく。施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておく。データはバックアップを取るようにする。

Ⅲ BCP発動時の対策

1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

国内外の感染症の発生状況に応じて事前の備えや感染予防対策を講じる。

表 新型コロナウイルス感染症の発生段階と事前の対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に BCP の見直しや備品の補充などの備え行動を開始する。
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部の感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区間を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる。

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行う。当該職員や子どもと接触した者を確認し、体調の変化に注意する。感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行う。感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行う。感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討する

表 感染症等の発生ステージ別の施設の実施事項の比較表

実施すること		感染が疑われる 症状がある者	感染の可能性が高 い者	感染者
初期対応	連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者への報告 身近な医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者への報告 身近な医療機関へ連絡・相談 保健所
該当する職員		自宅待機		休養・療養
利用する子ども	利用外に発覚	通所	原則として利用休止	
		入所	外出中止 ※外出中に判明した場合は施設に戻る	
	利用中に発覚	通所	別室で一時待機 ⇒ 帰宅 ※保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する	
		入所	別室療養 ※外出を控える (保健所の指示がある場合は従う)	必要に応じて入院 ※保健所等の指示に従って 対応する
消毒清掃等	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめに換気を実施	該当者の利用した場所等の消毒・清掃を実施	
体調管理	接触した可能性のある者の体調管理・記録をする	該当者の体調の変化に気をつける	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	
調査協力			感染者の行動歴を把握するための調査への協力をする	
業務継続の検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前にBCPを発動			

(4) 感染者発生時

施設の職員や利用する子どもに感染者が発生した場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行う。

感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意する。また、当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とする。

施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。

(5) 通常業務の再開

施設の職員や利用する子どもの感染者 や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻す。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCPに基づいた業務継続のための対策を終了する。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

感染が拡大した場合、職員自身が感染者となる、職員が感染の可能性が高い者となって、子どもの支援が可能な職員が少なくなる状況が想定されるので、その場合は保育園と連携して行う。

(7) 人的応援と受け入れ

感染症の拡大時は、施設内よりも外部から感染症が持ち込まれることによって施設で感染が広がる可能性がある。職員の不足の状況とそのリスクとを考慮して、ボランティアの受け入れや実習生の受け入れを検討する。

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

災害発生

- ◆ 初動対応：防災組織の立ち上げ

発災直後に実施すること

- ◆ 安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ◆ 負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ◆ 初期消火

発災～半日程度に実施すること

- ◆ 行政や関連各所への連絡
- ◆ 職員の安否確認と職員の招集・参集
- ◆ 施設建物・設備の安全確認
- ◆ 業務を通常とおり継続できるかの判断
- ◆ 避難の必要性の検討

発災当日に実施すること

- ◆ 安否確認の継続
- ◆ 優先する業務の実施
- ◆ ライフラインの対策
- ◆ 施設・設備被害状況の把握

発災後 2～3 日に実施すること

- ◆ 安否確認の継続と問合せ対応の継続
- ◆ 優先する業務の実施
- ◆ ライフラインの対策
- ◆ 利用する子どもの保護者や行政等への連絡
- ◆ 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録

発災後 2～3 日以降に実施すること

- ◆ 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成
- ◆ 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備
- ◆ ライフラインの点検・復旧手配、電話や LAN・ネットワーク関係の復旧手配

②災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救護活動を行うことが求められます。
その場合でも優先順位は以下となります。

- 第一：利用する子どもの安全確保と養護
- 第二：地域の被災者への救護活動
- 第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 風水害

①事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。

②発災時の時間経過別の対応

注意報発令

- ◆ 気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討する。

警報発令

- ◆ 警報が発令され、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

警戒情報発令

- ◆ 自治体からの避難指示の発令に留意する。

避難後

- ◆ 避難先での対応。施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を施設へ誘導する。
- ◆ 保護者への連絡

業務再開

- ◆ 台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開する。

③災害時の地域ニーズへの対応

②災害時の地域ニーズの対応に記載済み。

IV B C Pの検証

1 B C Pの検証

PDCA サイクルを実施し、BCP を検討していく。

策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画する。訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出し BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行う。